

山梨県公報

号外第六十二号

平成二十年
十月三十日

木曜日

目次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年十月三十日

山梨県監査委員
横 森 良 照
同 込 孝 元
同 清 水 武 則
同 棚 本 邦 由

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
笛吹川水系発電管理事務所	平成20年7月14日
石和温泉管理事務所	
中央病院	平成20年7月15日
北病院	
発電総合制御所	
早川水系発電管理事務所	平成20年7月16日
福祉保健部	平成20年7月23日

医務課 (県立病院経営企画室)

企業局

総務課

電気課

総務部

人事課

職員厚生課

財政課

税務課

管財課

私学文書課

市町村課

消防防災課

企画部

企画課

世界遺産推進課

北富士演習場対策課

情報政策課 (情報産業振興室)

統計調査課

リニア交通課

県民室

県民生活課 (食の安全・食育推進室)

生涯学習文化課

青少年課

男女共同参画課

福祉保健部

平成20年7月25日

平成20年7月28日

平成20年7月30日

平成20年8月1日

<p>福祉保健総務課 (監査指導室) 長寿社会課 国保援護課 児童家庭課 障害福祉課 医務課 衛生業務課 健康増進課</p>		<p>用地課 道路整備課 (道路企画室) 道路管理課 県土整備部 県土整備総務課 (美しい県土づくり推進室、建設業対策室、技術管理室) 治水課 砂防課 都市計画課 下水道課 住宅課 建築指導課 営繕課</p>	<p>平成 20 年 8 月 21 日</p>
<p>森林環境部 森林環境総務課 環境創造課 大気水質保全課 環境整備課 (廃棄物不法投棄対策室) みどり自然課 森林整備課 林業振興課 具有林課 治山林道課</p>	<p>平成 20 年 8 月 4 日</p>	<p>教育委員会 総務課 福利給与課 学校施設課 義務教育課 高校教育課 (新しい学校づくり推進室) 社会教育課 (新図書館建設室) スポーツ健康課 学術文化財課</p>	<p>平成 20 年 8 月 25 日</p>
<p>商工労働部 商工総務課 商業振興金融課 工業振興課 労政雇用課 職業能力開発課 産業立地推進課</p>	<p>平成 20 年 8 月 6 日</p>	<p>観光部 観光企画課 観光振興課 観光資源課</p>	<p>平成 20 年 8 月 26 日</p>
<p>県土整備部</p>	<p>平成 20 年 8 月 20 日</p>		

国際交流課 (パスポートセンター)

警察本部
 総務課
 会計課
 警務課
 教養課
 監察課
 厚生課
 情報管理課
 生活安全企画課
 地域課
 少年課
 捜査第一課
 捜査第二課
 鑑識課
 組織犯罪対策課
 科学捜査研究所
 交通企画課
 交通指導課
 交通規制課
 運転免許課
 交通機動隊
 高速道路交通警察隊
 警備第一課
 警備第二課
 機動隊

警察学校	
農政部 農政総務課 (指導検査室) 農村振興課 果樹食品流通課 畜産課 花き農水産課 農業技術課 耕地課	平成 20 年 8 月 27 日
出納局 会計課 管理課 工事検査課	平成 20 年 9 月 4 日
議事事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局	平成 20 年 9 月 8 日
知事政策局 秘書課 広聴広報課 行政改革推進課	平成 20 年 9 月 9 日

2 監査対象期間
 平成 19 年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 文書指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 口頭注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- (4) 意見
監査結果に基づき、組織及び運営の合理化等に資すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項、意見とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘 (件)									0
指導 (件)	23	8	4	5		8	1		49
注意 (件)	1	1	1			1	1		5
意見 (件)		1							1
合 計	24	10	5	5		9	2		55

6 文書指導事項・口頭注意事項

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
 - ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
 - ② 調定時期に誤りがあり改善を要するもの
 - ③ 収入証紙の取扱いに不備があり改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
 - ① 補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
 - ② 雑部金振替処理に不備があり改善を要するもの
 - ③ 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
 - ① 旅費及び諸手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
- (4) 物品管理に関する事項
 - ① 物品の管理に不備があり改善を要するもの
- (5) 契約に関する事項
 - ① 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
 - ② 予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
 - ③ 契約内容の履行確認に不備があり改善を要するもの
- (6) 工事に関する事項
 - ① 工事の施工管理に不備があり改善を要するもの

7 意見

教育委員会における所得税の不納付事案について
(1) 経緯
平成19年5月18日、教育委員会（福利給与課）において平成18年度末に退職した教職員に対する退職手当を支払ったが、その際源泉徴収した所得税につ

いて雑部金の管理区分を誤り納期限までに納付せず、その後約11箇月間滞留させた。

平成20年4月25日、出納局会計課においてこの滞留を発見し、同月28日に当該所得税を税務署に納付した。また、納付の遅延により発生した不納付加算税及び延滞税を同年5月30日に税務署に納付した。

(2) 監査の結果に基づく意見

今回の不納付事案は、事務処理のミスと幾重にもあるチェック機能が十分働くことなく、県に損害を与えたことから、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであり、極めて遺憾なことである。

今般、山梨県事務処理ミス再発防止検討委員会から報告を受けた再発防止策を着実に実行され、県民の信頼回復に向けた厳正な事務執行体制の確立と職員の指導、監督に一層努められるよう要望する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番